

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	田野井 一 雄
同	加 藤 広 人

### 住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成 31 年 3 月 6 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### (理 由)

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、横浜型配達弁当（以下「ハマ弁」といいます。）について、協定事業者（横浜市長がハマ弁事業を実施するための協定を結んだ事業者をいいます。以下同じ。）が、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 5 条に違反し業務を行っていることを主張しています。そして横浜市が基本協定書の定めに基づき、この協定を解除するよう勧告することを求めています。

請求人は、協定事業者の法令違反を主張していますが、住民監査請求の要件である横浜

市の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を主張していません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課  
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944